

6月21日以降の四日市市の時短要請に関するQ & A

Q1 6月21日以降の要請内容はどうなるのか？

A1 6月20日をもって、三重県がまん延防止等重点措置の対象から外れましたが、リバウンド防止のため、四日市市のみ6月30日まで時短営業が継続されます。要請内容は、6月20日までは、20時までの時短要請であったのが、21日以降は21時までとなり、酒類の提供やカラオケ設備の提供を行わないことについての要請はなくなります。要請内容を図示すると、下の表のとおりです（網掛け部分が変更箇所）

		時短営業	酒類の提供	カラオケ設備の提供
四日市市	～6/20	21時までの時短営業	終日提供しない	終日提供しない
	6/21～	20時までの時短営業	提供可	提供可
四日市市以外の市町	～6/20	20時までの時短営業	提供可	提供可
	6/21～	時短要請なし		

Q2 四日市市の時短要請に対して、6月21日以降、協力金の金額はどうなるのか？

A2 三重県に対するまん延防止等重点措置が20日で終了したことに伴い、四日市市に適用される協力金の単価は、以下のとおり変更となります。

	中小企業 (売上高方式)	大企業〔中小企業も選択可〕 (売上高減少額方式)
～6月20日	日額3～10万円 (令和2年又は令和元年6月の売上高の4割)	令和2年又は令和元年6月からの売上高減少額×0.4 (上限20万円)
6月21日～	日額2.5～7.5万円 (令和2年又は令和元年6月の売上高の3割)	令和2年又は令和元年6月からの売上高減少額×0.4 (上限20万円 又は 令和2年若しくは令和元年6月の売上高×0.3のいずれか低い額)

Q 3 結婚式場に対する要請についてはどうなるのか？

A 3 結婚式場に併設されているレストラン等、飲食店の営業許可を受けている施設の場合は、四日市市内ではの要請の対象となります。但し、飲食店以外の広間等で開催される結婚式、披露宴、二次会等は、6月21日以降は時短営業の対象ではなくなります。

Q 4 四日市市の飲食店の場合、協力金の申請は、6月20日までと6月30日までで別々に行うこととなるのか？

A 4 四日市市の飲食店については、6月30日の時短要請期間終了後の7月1日から、6月1日～6月30日分の協力金の申請受付を開始する予定です。

Q 5 四日市市とその他の市町に複数の店舗がある。6月21日以降は、四日市市以外の市町の店舗で21時以降に営業しても、四日市市の店舗で時短営業をしていれば協力金は支給されるのか？

A 5 四日市市以外の市町は、6月21日以降は時短要請等の対象から外れますので、四日市市内の店舗でのみ要請に応じていただければ、協力金の支給対象となります。

但し、万が一飲食店由来のクラスターが6月21日～30日までの間に県内で2件以上発生した場合、三重県リバウンドアラートが発令され、四日市市以外にも時短要請が行われることとなる可能性がありますので、引き続き適切な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

Q 6 カラオケ設備は利用してもらってもいいのか？

A 6 6月21日以降、カラオケ設備の利用に関する要請はなくなります。